

令和 2 年度 12 月定例教育委員会会議録

1. 日時	令和 2 年 12 月 17 日 (木) (午後 2 時 30 分から)
1. 場所	市来庁舎 2 階庁議室
1. 委員会に出席した人	相良一洋教育長 富永伸博委員・徳重涼子委員・福田恵一委員・福山 希委員 瀬川総務課長・藏菌学校教育課長・梅北社会教育課長、福山市民スポーツ課長・荒田給食センター所長・徳永学校教育課長補佐、五反田社会教育課長補佐 書記 吉永総務課長補佐
1. 附議事件	議案第23号 いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について【総務課】 議案第24号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について【総務課】 議案第25号 いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について【総務課】 議案第26号 いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について【総務課】 議案第27号 いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について【総務課】 議案第28号 いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について【総務課】 議案第29号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正する要綱について【総務課】 議案第30号 いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱について【総務課】 議案第31号 いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について【社会教育課】 議案第32号 いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正する要綱について【社会教育課】 議案第33号 いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止する規則について【市民スポーツ課】 議案第34号 いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について【学校給食センター】

相良教育長	<p>只今から 12 月定例教育委員会を始めます。</p> <p>(教育長あいさつ)</p> <p>会次第 3 会議録署名委員の決定についてです。 会議録署名委員については、富永委員にお願いしたいと思いますが、 富永委員、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(「はい」という声あり)</p>
相良教育長	<p>それでは、富永委員よろしくお願いたします。</p> <p>次に会次第 4 教育長職務代理者の指名についてです。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されており、事務に支障をきたすことがないように、教育長の指名により、教育長職務代理者を置くことになっております。</p> <p>そこで、この規定に基づき、富永委員を教育長職務代理者として指名いたします。</p> <p>富永委員よろしいでしょうか。 委員の皆様からご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
相良教育長	<p>それでは、富永委員よろしくお願いたします。</p> <p>次に会次第 5 定例教育委員会会議録の承認についてです。 委員の皆様には、先に配布してありました 11 月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。</p>
各委員	<p>(「なし」という声あり)</p>
相良教育長	<p>ご意見が無いようですので、11 月定例教育委員会の会議録については承認いたします。</p> <p>次に会次第 6 附議事件に入ります。 本日の、附議事件は 12 件です。 令和 3 年度組織見直しに伴う関係規則等の整備に関する一部改正関係でございます。</p> <p>それでは、議案第 23 号 いちき申木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p>

瀬川課長

議案集の1ページをご覧ください。

議案第23号 いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。

提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、2ページをご覧ください。

いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則であります。主には、市民スポーツ課の廃止、総務課の課名変更、所掌事務の改正であります。

改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、6ページをご覧ください。

まず、第10条議決事項についてであります。

改正前の第3号では、教育委員会規則を制定し、又は改廃することとなっておりますが、教育委員会規則の次に「その他教育委員会の定める規程」を加え、これまで規則のみを議決事項としていたものを新たに「その他規程の制定、改廃」についても議決事項とするものであります。

また、第17号で「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。」を加えました。これは、行政評価会議の事務のことであり、このことを議決事項に加えるものであります。

次に第26条、課及び係の設置についてであります。改正前では「総務課 総務係」であったものを、「教育総務課 教育総務係」に変更しようとするものであります。また、社会教育課に新たに社会体育係を設置するものであります。なお、市民スポーツ課は廃止することとなります。

続きまして、第27条の見出しの「総務課の事務分掌」となっているものを「教育総務課の事務分掌」に改めるものであります。

ここでは、平成29年度に学校教育課の事務分掌の一部を総務課に移したところですが、実際の事務の内容に合わせ改めて調整を行いましたので、ご了承ください。

第27条では、「総務課」を「教育総務課」に、「総務係」を「教育総務係」に改めます。

次に第6号、第11号、第14号に規定する学校職員は「市費負担職員に限る」と整理し、市費負担による学校職員の人事、研修、福利厚生などについては、教育総務課がこれを行うとしたところであります。

また、第15号では、改正前は「学校行政等」だったものを県の規定にあわせ、「教育行財政」と改めたところであります。

第19号では、「外国青年招致事業による」を削り、「招致事務等」を「給与事務」に改めたところであります。

第22号では「学齢児童及び学齢生徒の就学」の次に「並びに児童及

び生徒の入学、転学及び退学等の就学事務」を加え、改正前の第 21 号と第 23 号をまとめたところであります。

第 25 号では、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」の次に「の給与事務」を加え、第 28 号の幼稚園児の就園に係る援助に関するることについては、幼稚園保育園が無償化に伴い削除するものであります。

次に第 28 条、学校教育課の事務分掌についてであります。

第 2 号では、学校教育に「幼稚園を含む。」を加え、整理したところであります。

8 ページをご覧ください。

改正前の第 1 号を改正後の第 3 号で「学校教職員の研修に関すること。」に改め、改正前の第 4 号、第 5 号を改正後の第 4 号にまとめ、「学校教職員の人事管理に関すること。」としたところであります。

改正後の第 6 号では、「外国青年招致事業による」を削り、簡潔に改めたところであります。

改正後の第 7 号では、「学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学等に関すること。」を新たに加えたところであります。

第 9 号では「教科書の選定」を「教科書の採択」と改めたところであります。

第 11 号では「児童生徒の保健及び安全に関すること。」を「学校保健及び学校安全に関すること。」に改めたところであります。

第 12 号では、「学校給食の総合施策に関すること。」を「学校給食の指導及び充実に関すること。」に改めたところであります。

次に社会教育課の事務分掌についてであります。

9 ページをご覧ください。

社会体育係を新たに追加したところであります。

第 1 号では、「社会体育に関する施策の企画、立案及び総合調整に関すること。」

第 2 号では、「社会体育及びレクリエーションの普及及び充実に関すること。」

第 3 号では、「社会体育関係団体の育成に関すること。」

第 4 号では、「スポーツ推進委員等社会体育関係指導者の育成及び研修に関すること。」を加えたところであります。

改正前の第 30 条の市民スポーツ課の事務分掌については、すべて削除するところであります。

10 ページをご覧ください。

第 31 条では「総務課長」を「教育総務課長」に改めたところであります。

第 36 条では、「いちき串木野市 B&G 海洋センター」を削除するところであります。今後の所管課は、シティーセールス課に移ります。

第 37 条の附属機関では、「いちき串木野市 B&G 海洋センター」を削

	<p>除するところであります。同じく所管課は、シティーセールス課に移ります。以上が主なる改正内容です。</p> <p>5 ページにお戻りください。</p> <p>附則を掲げておりますが、この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p>
富永委員	<p>今回「外国青年招致事業」という表現を外してありますが、どのようにとらえればいいのか。</p>
瀬川課長	<p>外国青年招致事業という表現を外しましたが、これまでどおり招致事業による外国語指導助手は引き続き行われるものです。</p> <p>ただ、この文面中、外国青年招致事業ということに捉われずに、外国青年のすべてについて取り扱うこととし、招致事業という表現を外したところであります。</p>
吉永補佐	<p>補足説明をいたします。</p> <p>この外国青年招致事業と言われるものは、JET プログラムとあって、国が海外の ALT と呼ばれる方々を招致しております。</p> <p>その名称を外国青年招致事業といたします。</p> <p>ただ、県内の 19 市をはじめ、県においてもこの外国人以外にも本市の方では、日本人の外国語指導助手と呼ばれる方々がいます。</p> <p>そういったことから、限定するのではなくて、外国語指導助手にかかるものを総括して、このような表現に整理した方がいいのではないかと、他市においても例を見ますとこのことに捉われず、広くできる内容で整理していることから、今回このように整理させて頂いております。</p>
藏菌課長	<p>補足です。</p> <p>この外国青年招致事業とは吉永補佐からありましたように国の JET プログラムということではありますが、市によっては、JET プログラムではなく民間を使っていたりとか、いろんな形態で外国語指導助手を活用している状況がありますので、この表現に捉われず広く外国語指導助手の活用・指導ということでこのように整理させて頂いております。</p>
相良教育長	<p>ほかに委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第 23 号いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょう</p>

各委員	か。 (異議なし)
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第 23 号 いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について承認いたします。</p> <p>次に、議案第 24 号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>議案集の 12 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 24 号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和 3 年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、14 ページをご覧ください。</p> <p>第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条から第 7 条までの規定中「総務課長」を「教育総務課長」に改めるものであります。</p> <p>15 ページから 16 ページをご覧ください。</p> <p>別表中「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同表いちき串木野市 B&G 海洋センター所長印の項を削ろうとするものです。</p> <p>13 ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第 24 号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第 24 号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について承認いたします。</p> <p>次に議案第 25 号 いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。説明をお願いします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の 17 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 25 号 いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規</p>

	<p>程の一部を改正する訓令についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規程の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、19 ページをご覧ください。</p> <p>第4条第1項中「教育委員会総務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に、第6条中「教育委員会総務課」を「教育委員会事務局教育総務課」に、別表中「教育委員会総務課長」を「教育総務課長」に、「教育委員会総務課長補佐」を「教育総務課長補佐」に改め、構成委員だった「市民スポーツ課長」を削るものであります。</p> <p>18 ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明がおわりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第25号 いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第25号 いちき串木野市学校等教育のあり方検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について承認いたします。</p> <p>次に議案第26号 いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の20ページをご覧ください。</p> <p>議案第26号 いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、22 ページをご覧ください。</p> <p>改正内容は委員会の庶務について、担当課の名称変更に伴い、第6条中「総務課」を「教育総務課」に改めるものであります。</p> <p>18 ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとな</p>

	<p>っております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明がおわりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第26号 いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第26号 いちき串木野市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認いたします。</p> <p>次に議案第27号 いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の23ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号 いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、25ページをご覧ください。</p> <p>改正内容は委員会の庶務について、担当課の名称変更に伴い、第6条中「総務課」を「教育総務課」に改めるものであります。</p> <p>24ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりでしたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第27号 いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第27号 いちき串木野市農業自営者養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認いたします。</p> <p>次に議案第28号 いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考</p>

<p>瀬川課長</p>	<p>委員会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p> <p>資料の26ページをご覧ください。</p> <p>議案第28号 いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、28ページをご覧ください。</p> <p>改正内容は委員会の庶務について、担当課の名称変更に伴い、第6条中「総務課」を「教育総務課」に改めるものであります。</p> <p>27ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>相良教育長</p>	<p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、議案第28号 いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>相良教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第28号 いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則について承認いたします。</p> <p>次に議案第29号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
<p>瀬川課長</p>	<p>資料の29ページをご覧ください。</p> <p>議案第29号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正する要綱についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、31ページをご覧ください。</p> <p>改正内容は委員会の庶務について、担当課の名称変更に伴い、第7条中「総務課」を「教育総務課」に改めるものであります。</p>

	<p>30ページにお戻りください。 附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。 以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明がおわりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第29号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認いたします。 次に議案第30号 いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の32ページをご覧ください。 議案第30号 いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱についてであります。 提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正しようとするものであります。 改正内容については、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、34ページをご覧ください。 改正内容は委員会の庶務について、担当課の名称変更に伴い、第5条中「総務課」を「教育総務課」に改めるものであります。 33ページにお戻りください。 附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。 以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりでしたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第30号 いちき串木野市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認いたします。</p>

梅北課長	<p>次に議案第31号 いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。説明をお願いします。</p> <p>資料の35ページをご覧ください。</p> <p>議案第31号 いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正する要綱についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、37ページの新旧対照表で説明したいと思います。</p> <p>委員構成について、組織機構の見直しに伴う課長名の変更により、別表第1中「政策課長」を「企画政策課長」に、「市民課長、生活環境課長」を「市民生活課長」に、「食のまち推進課長」を「子どもみらい課長、長寿介護課長、シティーセールス課長」に、「観光交流課長、都市計画課長、土木課長」を「都市建設課長」に、「教育委員会総務課長」を「教育総務課長」に改め、「市民スポーツ課長」を削るものであります。</p> <p>別表第2についても同様な変更となっております。</p> <p>36ページにお戻りください。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第31号 いちき串木野市生涯学習推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認いたします。</p> <p>次に議案第32号 いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。説明をお願いします。</p>
梅北課長	<p>資料の38ページをご覧ください。</p> <p>議案第32号 いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正する要綱についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備</p>

<p>相良教育長</p>	<p>のため、いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、40ページの新旧対照表で説明したいと思います。</p> <p>組織機構の見直しに伴い新たに設置される「子どもみらい課長」を加え、廃止される「市民スポーツ課長」を削るものとなっています。</p> <p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>相良教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第32号 いちき串木野市青少年健全育成市民会議設置要綱の一部を改正する要綱について承認いたします。</p> <p>次に議案第33号 いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
<p>福山課長</p>	<p>資料の41ページをご覧ください。</p> <p>議案第33号 いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止しようとするものであります。</p> <p>資料の42ページをご覧ください。</p> <p>全部で12件の規則を廃止しようとするもので、教育委員会規則で定めておりました主に体育関係施設であります。</p> <p>今回、シティーセールス課へ移管されることとなったことから廃止しようとするものです。</p> <p>1番目が、いちき串木野体育センター条例施行規則、2番目がいちき串木野市市来運動場条例施行規則、3番目がいちき串木野市川上運動広場条例施行規則、4番目がいちき串木野市市来体育館条例施行規則、5番目がいちき串木野市弓道場条例施行規則、6番目がいちき串木野市市来武道館条例施行規則、7番目がいちき串木野市相撲競技場条例施行規則、8番目がいちき串木野市市民プール条例施行規則、9番目がいちき串木野市B&G海洋センター条例施行規則、10番目だけが施設関係ではありませんが、B&G海洋センター施設に係るいちき串木野市B&G海洋センター運営協議会規則、11番目がいちき串木野市総合運動公園体育施設条例施行規則で多目的グラウンド、庭球場、パークゴルフ場、総合体育館が入っています。12番目がいちき串木野市旭運動広場条例施行規</p>

	<p>則の全部で12件の規則等を廃止するものであります。</p> <p>なお、12件の教育委員会規則は廃止となりますが、市長部局で、新たに制定されることとなっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止する規則について承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第33号 いちき串木野市串木野体育センター条例施行規則等を廃止する規則について承認いたします。</p> <p>次に議案第34号 いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。</p>
荒田所長	<p>資料の44ページをご覧ください。</p> <p>議案第34号 いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由としては、令和3年度組織機構の見直しに伴う規則等の整備のため、いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>改正内容については、46ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回、組織といたしまして、第2条で新しくいちき串木野市立学校給食センターに学校給食センター係を置くというものを1条追加しております。それ以降の第2条からは、それぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。</p> <p>附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行することとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
相良教育長	<p>只今、説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問はありませんか。</p>
富永委員	<p>給食センター所長のポストはなくなるのでしょうか。</p>
荒田所長	<p>はい。専任の所長はなくなり、係を置きまして、教育委員会総務課長が兼務することになっております。</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>

各委員	<p>ほかに委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
相良教育長	<p>異議なしと認め、議案第34号 いちき串木野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について承認いたします。 本日の附議事件は以上です。</p>
富永委員	<p>ちょっといいでしょうか。質問ですが、市民スポーツ課から社会教育課へということで社会体育という形で市長部局と別れていますが、施設関係は市長部局ということで、取り扱い上の申し合わせはできているのでしょうか。施設は市長部局、経営というのでしょうか社会教育課の社会体育と別れているように思われますが、不都合が生じることはないでしょうか。</p>
福山課長	<p>まだ、具体的な内容はこれからではありますが、そういうことがないように、随時、連携をとりながら調整してまいりたいと考えています。</p>
相良教育長	<p>よろしいでしょうか。ほかにございませんか。 なければ、次に、その他の(1)各課の行事報告及び行事報告について、説明をお願いします。</p>
(所管課長)	<p>(1) 11月～1月教育委員会行事報告及び行事計画について (各課報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第10回市いじめ調査委員会 (11月18日) ○市進路指導主任等研修会 (11月18日) ○移動講座「外国語活動・外国語科」(串小 11月19日) ○地区新任校長研修会 (11月19日 鹿児島県地域振興局) ○第3回地区校長会 (11月19日 鹿児島県地域振興局) ○第11回市いじめ調査委員会 (11月19日) ○第2回市学校保健会理事会・評議会 (アケ多目的室 11月19日) ○第3回地区教育長会 (11月19日 鹿児島県地域振興局) ○旭小学校家庭教育学級 (11月20日 学校給食センター) ○学校給食会 (11月20日 学校給食センター) ○市文化協会串木野支部まちなか文化祭 (11月20～28日 鹿銀・まちなかサロン) ○第2回いじめ問題対策連絡協議会 (11月24日) ○第2回市生活指導研究協議会 (11月24日) ○第2回市校外生活指導連絡協議会 (11月24日)

- ダイドードリンコ日本の祭り認定証授与（11月25日）
- 串木野西中学校区小中一貫教育公開研究会（西中 11月25日）
- 有村教育長退任式（11月25日）
- 教育長・教育委員辞令交付式（11月26日）
- 相良教育長就任式（11月26日）
- 第12回市いじめ調査委員会（11月26日）
- 12月議会開会日（11月27日～12月21日）
- 生福小学校家庭教育学級（11月27日 学校給食センター）
- 市ICT教育研究会第3回セミナー（11月27日 市来小）
- 日置地区生涯学習推進大会（11月28日 伊集院文化会館）
- ふるさとを興す県地域女性連研究大会（12月3日 県民交流センター）
- 旭町クラブ視察研修（12月7日 学校給食センター）
- 市スポーツ推進委員定例会（12月7日）
- 神村学園全国大会出場報告（12月8日 防災センター）
- 旭小学校PTA文部科学大臣表彰報告（12月8日）
- 第13回市いじめ調査委員会（12月9日）
- 市養護教諭専門部会（12月9日 アクア多目的室）
- 原口俊昭スポーツ推進委員全国功労者表彰伝達式（12月11日）
- 土曜授業（12月12日）
- 「人権の花」運動閉会式（12月15日 旭小学校）
- 第14回市いじめ調査委員会（12月9日）
- 第2回市通学路安全推進会議（12月16日）
- 照島小学校家庭教育学級（12月17日 学校給食センター）
- 教育委員と校長と語る会（12月17日 串小・羽島小）
- 第61回南日本通信10キロロードレース大会・日置地区長距走大会
（12月20日 日置市吹上浜運動公園陸上競技場）
- 全国高等学校駅伝競走大会（12月20日 京都市）
- 第15回市いじめ調査委員会（12月23日）
- 幼・小・中学校第2学期終業式（12月24日）
- 市生涯学習奨励表彰選考委員会（12月25日）
- 仕事納め式（12月28日）
- 令和3年成人式準備・リハーサル（12月28日）
- 令和3年成人式（1月3日）
- 仕事始めの式（1月4日）
- 幼・小・中学校第3学期始業式（1月8日）
- 土曜授業（1月9日）
- 地区対抗女子駅伝・県下一周駅伝合同激励会（1月9日）
- 消防出初式（1月9日 アクアホール）
- 第5回市校長研修会（1月12日）
- 鹿児島学習定着度調査（1月13～15日）
- 第2回市いじめ問題対策委員会（1月14日）

	<p>○市 PTA 活動研究委嘱公開オンライン開催（1月16日） ○日置地区フレッシュ研修〔研究授業研修：特別活動〕（1月19日） ○教育委員と校長と語る会（1月21日 旭小・生福小） ○第2回社会教育委員の会議及び公民館運営協議会（1月22日） ○第13回 B&G 全国サミット（1月22日） ○日置・鹿児島郡地区教育論文審査会（1月26日） ○第2回市小中一貫教育研修会（1月28日） ○第2回中学校区教育振興協議会（1月28日） ○市学校保健研究協議大会（1月29日） ○県 PTA 活動研究委嘱公開（1月30日） ○地区対抗女子駅伝（1月31日 霧島市隼人）</p>
相良教育長	<p>11月～1月教育委員会行事報告及び行事計画について、委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、その他の（2）次回定例教育委員会の開催日について、説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>次回の定例教育委員会の開催日についてですが、1月21日（木曜日）14時30分からを計画しております。 今月同様、16時から「教育委員と校長と語る会」を計画しておりますので、時間を30分繰り上げております。 それぞれ日程確保をよろしく願いいたします。</p>
相良教育長	<p>次に、（3）その他について、何かありませんか。</p>
瀬川課長	<p>はい。資料の5ページをお開きください。12月議会の一般質問の内容について報告いたします。 12月議会では、一般質問が4日、7日の2日間にわたり開催されました。質問者は資料のとおり11名でしたが、教育委員会に対しては6人の議員から質問がありました。 それでは、その主なるものについて説明申し上げます。 まず、1日目の3番の東議員は、教育環境を取り巻く環境、中でも中学校における統廃合の課題、支援センターの設置のあり方等について質問されました。 答弁としましては、中学校の統廃合については、小規模校では教員の適正配置が難しいこと、部活動が制限されることなどから、地域の意見を踏まえ、検討を進めていく旨を答弁しました。 また、支援センターについては、センターに通う生徒の状況を考慮しながら、設置のあり方等について検討したい旨を答弁したところです。 6ページをご覧ください。 4番の大六野議員は、冠岳小学校閉校後の利活用について、5番の西</p>

	<p>別府議員はデジタル化の中でGIGAスクールの状況について質問がありました。</p> <p>7ページをお開き下さい。</p> <p>2日目の1番の江口議員は、学校給食費の公会計化について質問されました。</p> <p>答弁としましては、国は学校教員の業務負担軽減を目的に公会計化を推進していますが、本市では、給食費の徴収・管理は給食センターで行っており、学校の負担が少ないこと、システム改修経費が生じることなどから、公会計化は考えていない旨を答弁したところです。</p> <p>3番の中里議員は、市立図書館の今後のあり方について質問されました。</p> <p>答弁としましては、図書館の保有機能や提供サービスを基盤としながら、レファレンスサービス等の情報サービスや地域の課題に対応したサービスの充実、児童生徒、高齢者、障害者など多様な利用者に対応したサービスの充実に努めたい旨を答弁したところです。</p> <p>次に、4番の原口議員は、教育問題として、いじめ問題と対策、特にいじめ調査委員会の今後の見通し等について質問されました。</p> <p>答弁としましては、11月末までに12回の調査が実施されており、今年度中に調査を終了してもらいたいことを調査委員会に申し入れている旨を答弁しました。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>6番の中里議員は、新教育長の抱負と教育方針について質問されたところです。</p> <p>以上、簡単ではございますが、12月議会の一般質問の報告を終わります。</p> <p>なお、詳細については、ホームページに掲載されます議会会議録等をご覧くださいと思います。</p> <p>また、各課長から補足説明がございましたら、お願いします。</p>
相良教育長	<p>今の件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(「なし」という声あり)</p>
相良教育長	<p>なければ、ほかにありますか。</p>
瀬川課長	<p>はい。特認校生の応募状況について申し上げます。</p> <p>本年度から、市が準備するスクールバス等を利用する場合は、負担の公平性の観点から、特認校生の保護者に通学費用の一部を負担していただいているところです。</p> <p>現時点の申込人数を申し上げますと、次年度は、旭小学校が7人、荒</p>

川小学校が 16 人、川上小学校が 15 人の計 38 名の応募があったところ
です。

本年度が 36 人ですので、2 名の増となっております。

ちなみに、現冠岳小学校の特認校生は、全員川上小学校を希望され
たようです。

今後、新規申込者の面談等を経まして、許可等を行っていくこととし
ております。

また、川上小学校につきましては、次年度は 15 人の応募があり、本
年度の倍近い人数となっております。

そこで、問題となりますのが交通手段です。

現在 8 人ですので、ジャンボタクシー 1 台で送迎しておりますが、
本市内にはジャンボタクシーが 1 台しかいない状況です。そうすると、
ジャンボタクシー 1 台、普通タクシー 2 台を利用した送迎にならざる
を得ない状況になってまいります。

西中のスクールバスの運行をお願いしている鹿児島交通に問い合わ
せたところ、スクールバスの認可は難しいということを伺っており、
現在、貸切バス等で対応できないか、対応策を模索している状況です
ので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

続きまして、

次年度の市立幼稚園の入園希望状況についてです。

旭幼稚園につきましては、来年度末、令和 4 年 3 月 31 日をもって
閉園することが決定しております。

次年度の旭幼稚園の入園希望については、現園児のすべて、すなわち
5 歳児 2 人、4 歳児 4 人の計 6 人が継続して入園を希望されておしま
す。よって、次年度は、1 クラスを設置し、対応することといたしました。
なお、幼稚園教諭につきましては、閉園に関する保護者との協議
に基づき、引き続き 2 人を配置することとしております。

次に、市来幼稚園についてです。

現在 31 人の応募があります。内訳としましては、3 歳児が 11 人、4
歳児が 12 人、5 歳児が 8 人です。本年度と比較しますと、3 人の減と
なっており、年々減少している傾向が見られます。

なお、クラス数については、次年度も本年度に引き続き、各年代 1
クラスの計 3 クラスを設置することとしております。

以上で報告を終わります。

続きまして、もう 1 件

冠岳小学校については、本年度末で閉校することが決まっております。
閉校になりますと、教育財産から市の普通財産になることから、
現在その手続き等を進めているところであります。このことから、冠

	<p>岳小学校の跡地利用については、政策課が中心となり検討委員会を立ち上げ、その対応を協議しているところであります。</p> <p>市といたしましては、閉校後の冠岳小学校の活用に当たり、地区住民の意見を尊重すること、地域の活性化に資すること、そして民間活力の活用を基本的な方針としています。</p> <p>現在、活用される見込みがあるものとして、3つの検討を進めています。</p> <p>第1に、冠嶽芸術文化村構想推進事業において、地域や地域外の方々が主体となって、地域の自然や食の価値化、地域のブランド化を図る企画をもとにした施設の活用、</p> <p>第2に、大学等のサテライト・キャンパスとしての施設の活用、</p> <p>第3に、市内のNPO法人により施設を活用するものを検討しており、現在それぞれの団体と具体的な活用等について協議を進めているところであります。</p> <p>このように複合的に学校を活用していくことで、閉校後の冠岳小学校が年間を通して地域と地域外との交流の場となるとともに、地域の活性化、地域資源の活用にも資するものと考えています。</p> <p>具体的な活用が決まりましたら、改めて説明いたします。</p> <p>総務課からは以上です。</p>
相良教育長	ほかにありますか。
荒田所長	<p>はい。旧串木野及び旧市来学校給食センターの売却についてご報告申し上げます。</p> <p>両施設につきましては、新学校給食センター建設に伴い、今年3月末で廃止しましたが、今後の利活用について検討委員会を設置し協議してまいりました。</p> <p>その結果、土地は固定資産税評価額の4%で貸付、建物は減価償却に基づいて算出した金額で売却することといたしました。</p> <p>旧串木野学校給食センターの土地は、土砂災害特別警戒区域を考慮して年額64万700円で貸付、建物を310万円で売却、旧市来学校給食センターは、土地を年額22万860円で貸付、建物を3,000万で売却することといたしました。</p> <p>なお、今月1日から25日まで公募することとしております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
相良教育長	今の件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。
各委員	〔なし〕という声あり

相良教育長	なければ、ほかにありますか。
藏菌課長	生徒指導事案について ・今後のいじめ対策委員会の開催予定等を説明、報告。
相良教育長	ほかに連絡事項等はありませんか。 なければ、委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。
富永委員	いろいろなものが中止する中で、修学旅行をしなかった学校はいくつありましたか。
藏菌課長	1校だけです。中止した学校は1校だけで、延期した学校はあります。
富永委員	修学旅行は人生で1回の思い出に残るものなので、どのような形で中止となったかをいろいろ聞いたもので、どのようなものだったのでしょうか。
藏菌課長	地域の声の意見だったり、そのようなものだったとの報告を受けております。
富永委員	各学校、いろいろ場所など変えたり、工夫して実行しているとは聞いています。 ほかの行事に比べて修学旅行は人生に残る思い出に残る行事なので、中止の判断は、十分考慮の上、判断して頂きたいと思います。
相良教育長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 ほかに、委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。 なければ、以上で12月定例委員会の協議を終わります。 (午後3時50分)</p> <p>本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。</p> <p>令和 2 年 / 月 2 / 日</p> <p>教 育 長 相 良 一 洋</p> <p>委 員 富 永 伸 博</p>